

運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 健朋会 が開設するデイサービスセンター大安寺（以下「事業所」という）が行う通所介護の事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者（以下「従業者」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者及び事業対象者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 (指定通所介護事業)

指定居宅サービスに該当する通所介護事業（以下「事業」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来る様、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2、(介護予防通所サービス)

介護予防通所サービス（以下「事業」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援又は機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものでなければならない。

3、事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4、事業所は、自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1、名称 デイサービスセンター大安寺
- 2、所在地 岡山市北区大安寺南町1丁目7番17号-2

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1、管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定通所介護等の利用の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2、生活相談員 2名以上

看護職員 2名以上

介護職員 4名以上

機能訓練指導員 2名以上

生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員は、通所介護計画に基づき、指定通所介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1、 営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、8月13日～8月15日・12月29日～1月3日を除く。
また、長期間の連休となる場合は、事前に利用者及びその家族並びに居宅介護支援事業所等の関係機関に周知の上、祝日を休業日にすることがある。
- 2、 営業時間
8時30分～17時30分までとする。
- 3、 提供時間
9時30分～16時40分までとする。

(事業の利用定員)

第6条 通所介護の利用定員は、次の通りとする。

1 単位 30人

(事業の内容)

第7条 通所介護は、次の通りとする。

- ① 通所介護事業・介護予防通所サービス
- ② 食事の提供
- ③ 居宅と事業所間の送迎
- ④ 通所介護の施設における入浴介助
- ⑤ 個別機能訓練 ・ 運動器機能向上
- ⑥ 排泄介助
- ⑦ 健康管理
- ⑧ レクリエーション
- ⑨ 相談及び援助

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は岡山市が定める額とし、当該等通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額又は岡山市が定める額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2、 おむつ代 1枚につき実費
- 3、 食費 600円
- 4、 利用者の希望によって上記2・3の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に記名押印を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、岡山市の区域とする。

(但し旧建部町・旧御津町・旧灘崎町・旧瀬戸町は除く)

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1、他の利用者が適切な事業の提供を受ける為の権利・機会等を侵害してはならないこ

- と。
- 2、事業所の施設・設備等の使用にあたっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
 - 3、その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

(衛生管理)

第11条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

- 2、事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を設備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時、事故発生時等における対応方法)

第12条 従業者は、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、管理者に報告するものとする。

- 2、事業者は、利用者に対する指定通所介護（介護予防通所サービス）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3、事業者は利用者に対する指定通所介護（介護予防通所サービス）の提供により賠償すべき自己が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4、事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 1、防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には事業所看護職員を当てる。
- 2、始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- 3、非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- 4、非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
- 5、火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 6、防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……………年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練……………年1回以上
 - ③ 災害用設備の使用方法的徹底……………随時
- 7、その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き)

第14条 事業者は通所介護事業の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

2、事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次の措置を講ずるものとする。

- ①身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- ②従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための、次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ④ 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く

2、事業者は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者または擁護者（利用者等高齢者を現に擁護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを地域包括支援センターに報告するものとする。

3、事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、または地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力すること。なお、地域ケア会議に参加した場合は、専門的な見地からの意見を述べるように努めること。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2、事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3、事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第17条 事業者は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見人制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情申し立て窓口)

第18条 事業者は、指定通所介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2、事業者は、指定通所介護等の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問若しくは照会に大路、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導また

は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
3、事業者は、提供した指定通所介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(1) 当事業所内における苦情の受付

デイサービスセンター大安寺 086-255-0707

月曜日～土曜日 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811

岡山市事業者指導課 086-212-1013

岡山市介護保険課 086-803-1240

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2、事業所は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務態勢を整備する。

① 採用時研修 採用後3ヵ月以内

② 継続研修 年1回

3、事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4、事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

6、事業者は、適切な通所介護事業等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。

7、事業者は、通所介護事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

8、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び厚生労働省令並びに条例、規則に定めるところによるものとする。

(付則) この規程は、平成17年2月1日から施行する。
平成17年4月25日 一部変更。
平成17年10月1日 一部変更。
平成18年1月1日 一部変更。
平成18年4月1日 一部変更。
平成18年9月11日 一部変更。
平成19年8月15日 一部変更。
平成19年9月11日 一部変更。
平成22年11月1日 一部変更。
平成23年1月12日 一部変更。
平成24年4月1日 一部変更。
平成25年4月1日 一部変更。
平成26年3月5日 一部変更。
平成27年8月1日 一部変更。
平成29年4月1日 一部変更。
平成30年1月1日 一部変更。
平成30年11月1日 一部変更。
令和2年2月1日 一部変更。
令和5年2月1日 一部変更。
令和6年4月1日 一部変更。
令和7年1月1日 一部変更。